

さいたま市内における特定施設入居者生活介護事業所の 事業譲渡の取扱いについて

令和2年6月9日
介護保険課長決裁

1 趣旨

本取扱いは、特定施設入居者生活介護事業所の事業譲渡に際して、その事業が適切に移行され、事業譲渡の前後で実質的に運営が継続されるよう、事業所が留意しなければならない事項を定めるものである。

2 事業譲渡とは

事業譲渡をする会社（以下、「譲渡元」という。）が事業を譲り受ける会社（以下、「譲渡先」という。）に対し、譲渡元の事業の一部又は全部を譲渡先に譲り渡すものである。

3 事業譲渡の性質

事業譲渡における権利義務の承継は、個別の同意を必要とする特定承継行為である。また、事業譲渡は法人格を譲渡するものではないことから、法人の特定施設入居者生活介護の事業計画に対する事業採択（以下、単に「法人に対する事業採択」という。）は当然引き継がれないものである。

4 事業譲渡と公募の関係

特定施設入居者生活介護の事業計画の実施については、公募選定を経て、事業採択されなければならない。また、3のとおり、法人に対する事業採択は引き継がれないことから、譲渡先の法人として公募選定の手続きを経なければならない。

公募のスケジュールについては、他の特定施設入居者生活介護の公募申込と同様とする。

5 従業員及び入居者の引継ぎ

3のとおり、全ての入居者及び従業員に対し、個別の同意を得なければならない。なお、事業譲渡の前後で実質的に運営が継続されるよう、原則、各種契約内容は変更しないことを要件とする。

6 契約関係

土地・建物の賃貸借契約、協力医療機関との協定等の契約関係については、譲渡元の地位が譲渡先に承継されなければならない。

7 事業譲渡契約書

5及び6の引継ぎ、承継に関する事項について、事業の継続性を担保するため事業譲渡契約書に権利義務を全て承継する旨を明記しなければならない。

また、その適切な履行の担保となるよう、譲渡元と譲渡先において適切な協力及び連携がなされる旨を明記すること。

8 入居者に対する説明の義務

入居者にとって譲渡先の情報は、これからの生活を続けていくうえで最も関心のあることであるため、それを知る権利は最大限保護されなければならない。

したがって、譲渡元は入居者に対して、運営懇談会等の一堂に会する場で5、6及び7を含む事業譲渡に関する情報を積極的に開示し、広く、公平に周知しなければならない。

なお、事業譲渡の特性上、株主総会等の公式の決定を経なければ開示できない情報については、それらの情報を伏せながら、可能な限り開示すること。

具体的には、譲渡先がどのような法人なのか、譲渡先として決定した根拠等について積極的に説明するなど配慮を行うこと。

9 その他

所管課において、事業の継続性がないものと判断した場合や、事業を継続して運営することが困難であると判断した場合は、事業譲渡を認めないこととする。

なお、個別の同意を得るにあたって事業所が講ずべき措置をしても同意を得られないなど、事業所の責によらない事由により事業の継続性を担保できない場合については、所管課において個別に協議し、助言又は事業の継続性を判断することとする。